

各種制度をご利用ください

町が実施している各種制度をご紹介します。
詳しい内容は、担当課にお問い合わせください。



子育て、教育に関すること

子育てに関すること

1 出産お祝い事業

すべての妊婦が安心して出産できるよう応援し、出産のお祝いをするとともに、出産後の子育てについても切れ目のない支援を行います。

担当課 【出生祝金】住民生活課 戸籍年金班
☎0187(84)4903
【応援金・給付金】こども子育て課 こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者 ①妊婦
②出生により町に住民登録されたこどもの養育者

支給額等 ①妊娠届時に出産応援金 5万円
②出生児1人につき出生祝金 5万円
// 給付金 2万円
// 子育て応援金 5万円
計17万円

2 福祉医療費扶助事業 (未就学児・小学生・中学生・高校生等)

子育て世帯の負担軽減のため、未就学児・小学生・中学生・高校生等に対し医療費の自己負担額を助成します。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者 18歳までの児童

助成額等 自己負担額の全額

3 児童手当支給事業

子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、こどもを養育している方に手当を支給します。

担当課 こども子育て課 こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者 0歳から高校生年代(年度末の年齢が18歳)までの児童を養育している方

支給額 【3歳未満】
第1・2子 月額15,000円
第3子以降 月額30,000円
【3歳以上高校生年代】
第1・2子 月額10,000円
第3子以降 月額30,000円
※「第3子以降」の数え方に、大学生年代(年度末の年齢が22歳まで)の子が含まれます。
※「第3子以降」とは、大学生年代(年度末の年齢が22歳まで)の子を含めて、3番目以降の子を指します。

4 チャイルドシート購入費補助事業

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、チャイルドシート購入費用の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児と同居し同一生計である保護者

助成額等 購入費用の2分の1の額(上限額1万円)
※100円未満切り捨て
対象乳幼児1人にチャイルドシート1台限り

5 ブックスタート事業

絵本を通した親子の心のふれあいの機会を作るため、月齢健診時に絵本を贈呈します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班
☎0187(84)4040

対象者 7カ月児・10カ月児とその保護者

内容 7カ月児・10カ月児健診の際に、絵本をお渡しします。

6 産後ケア事業

産後のお母さんと赤ちゃんのケアを支援するため、通所型(デイサービス)の「産後ケア事業」を行います。

担当課 子育て課 子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	町に住所を有し、育児支援を必要とするお母さんと赤ちゃんで以下の条件に該当する方 ・産後7カ月未満のお母さんと赤ちゃん ・お母さん赤ちゃんともに医療的な治療の必要がない方
支給額等	【利用期間】通算5回 【利用料】1回3,000円 ・通算5回までは1回につき2,500円助成 ・食事代は別途(自己負担) ・住民税非課税世帯 無料 【実施施設】利用時にお問い合わせください。

7 在宅子育て支援給付金事業

在宅で育児している保護者の方に給付金を支給します。

担当課 子育て課 子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	町に住所を有し、生後約2カ月から就学前のこどもを在宅で育児している保護者(認定こども園等に入園している場合を除く)
支援額等	こども1人当たり月額 5,000円

8 子育て支援事業

在宅で育児されている方に集いの場を提供し、子育て相談等に応じます。

担当課 六郷わくわく園 ☎0187(84)0023
子育て課 子育て支援班 ☎0187(84)4904

対象者	未就園児とその家族
内容	【開催日】月曜日～金曜日 【開催時間】午前9時30分～午後4時30分 【場所】各認定こども園 【定員】特になし ※詳しくは毎月の広報美郷でご確認ください。

9 一時保育事業

町内認定こども園内で、一時的に保育が必要な乳幼児の保育を行います(利用は月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時30分までです)。

※給食が必要な場合は、利用料のほかに給食費が掛かります。

担当課 利用を希望する認定こども園へお問い合わせください。電話番号は裏表紙を参照。

対象者	生後約2カ月から就学前の乳幼児
利用料	・3歳未満児 半日(4時間以内) 750円 1日 1,500円 ・3歳以上児 半日(4時間以内) 400円 1日 800円 ※町外に居住する乳幼児が利用する場合は、上記の2倍の利用料金になります。 ・給食費 1食 245円

10 すこやか子育て支援事業

子育てが家庭の経済的な負担の軽減のため、認定こども園、幼稚園、保育所などの利用料と給食費を助成します。

担当課 子育て課 子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	就園児の保護者
助成額等	【利用料】全額助成 【給食費】全額助成 ※町外の園を利用の場合は、上限額があります。

11 延長保育事業

仕事の事情などで通常の利用時間内に迎えに来ることができない場合、午後7時まで延長して保育を行います。

担当課 利用を希望する認定こども園へお問い合わせください。電話番号は裏表紙を参照。

対象者	町内認定こども園保育部分利用児
利用料	30分ごとに50円

12 病児・病後児保育利用料助成事業

子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育施設利用料の一部を助成します。

担当課 子育て課 子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	病児・病後児保育施設を利用した認定こども園児・幼稚園児・保育園児の保護者
助成額等	病児・病後児保育施設利用料支払額の2分の1の額 ※10円未満切り捨て

13 おやこふらっと広場

こどもの健全育成と保護者の負担軽減のため、小学校3年生以下の児童へ土曜日の遊び場を提供します。

担当課 子育て課 子ども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	①未就学児とその家族 ②満3歳以上小学校3年生以下の児童とその家族
内容	①子育て支援・自由遊び ②季節に合わせた工作など 【開催日】土曜日 【開催時間】①午前9時30分～午前11時30分 ②午前10時～午前11時30分 【場所】①第1土曜日～第3土曜日…各認定こども園 ②第4土曜日…美郷町住民活動センター 【定員】①特になし ②10人(家族含め20人) ※詳しくは毎月の広報美郷でご確認ください。

14 子育てファミリー支援事業

第3子以降のこどもが生まれた世帯が子育てサービス事業などを利用した場合、その費用の一部を助成します。

担当課 子育て課 子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	就学前のこどもを含む3人以上のこどもを養育している世帯
助成額等	次の事業などを利用または購入する費用のうち、就学前のこどもに係る費用 ・子育て短期支援事業 ・一時預かり事業 ・予防接種および知育玩具購入等 (1世帯当たり上限額1万5,000円)

15 小中学校入学祝金事業

入学時における保護者の経済的負担減と子育てへの支援として、入学祝金を支給します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者	町に住所を有している児童生徒の保護者
支給額	【小学校1年生】1人につき3万円 【中学校1年生】1人につき3万円

16 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事などで恒常的に家庭に保護者が不在の児童に対し、放課後の生活の場を提供します。

担当課 子育て課 子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	町内の小学校に通う児童
利用料	月額4,000円 (複数人利用世帯は2人目以降月額3,000円) ※以下の世帯は、軽減措置があります。 ・生活保護世帯 月額 無料 ・ひとり親世帯 月額 2,000円

17 美郷の子ども会夢応援事業

企画・立案からこどもたちが中心となって活動を行う子ども会事業に対し、活動費の一部を助成します。

担当課 子育て課 子ども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	子ども会
助成額等	対象経費の2分の1の額(上限額3万円) ※1,000円未満切り捨て

18 児童相談事業

こども家庭センターでは、本人、家族、地域からのこどもに関する悩みや相談等に応じます。また、美郷町要保護児童対策地域協議会において、各関係機関と情報交換を行い、個々のケースに対応します。

担当課 子育て課 子ども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	18歳までの児童
利用料	無料

19 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などで、一時的にこどもの養育ができない場合に、こどもを短期的にお預かりします。

担当課 子育て課 子ども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	18歳までの児童を養育している方
内容	【利用期間】1回の申請につき7日(6泊7日)以内 【利用料】1日当たり ・生活保護世帯およびひとり親家庭で 住民税非課税世帯 無料 ・住民税非課税世帯およびひとり親家庭で 住民税課税世帯 1,100円 ・住民税課税世帯 2歳未満児 5,400円 2歳以上児 2,800円 【実施施設】利用時にお問い合わせください。

20 ひとり親家庭住宅整備資金貸付事業

自力で住宅の整備を行うことが困難なひとり親家庭に対し、住宅整備費用を貸付します。

担当課

こども子育て課 こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者 ひとり親家庭の方
(18歳までの児童を扶養している方)

貸与額 1戸当たり上限額 150万円
※事前に申請が必要です。

教育に関すること

21 就学援助事業

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に、教育に係る経費の一部を援助します。

担当課

教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者

助成額等

- ・学用品費 小学校11,630円、中学校22,730円
- ・通学用品費(新1年生を除く)小学校・中学校2,270円
- ・新入学児童生徒用品費(新1年生のみ)
小学校57,060円、中学校63,000円
- ・校外活動費 交通費、見学料の一部
- ・体育実技用品費
小学校26,500円(スキー用具上限額)
中学校7,650円(柔道着上限額)
- ・修学旅行費 保護者均一負担分
- ・卒業アルバム代 小学校11,000円以内
中学校10,000円以内
- ・医療費 う歯、トラコーマ、中耳炎等
(学校保健安全法に定める疾病に係る医療費)
- ・学校給食費 実額
- ・児童・生徒会費 実額
- ・オンライン学習通信費
小学校・中学校15,000円以内

22 特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級等に就学し、支給要件を満たす児童生徒の保護者を対象に教育に係る経費の一部を支給します。



担当課

教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 特別支援学級等に就学し、支給要件を満たす児童生徒の保護者

助成額等

次の経費について、実費の1/2を補助(一部上限額あり)

- ・学校給食費
- ・学用品・通学用品費
小学校5,820円(上限額)
中学校11,370円(上限額)
- ・新入学児童生徒学用品・通学用品費
小学校28,530円(上限額)
中学校31,500円(上限額)
- ・体育実技用具費
小学校13,255円(スキー用具上限額)
中学校3,825円(柔道着上限額)
- ・拡大教材費
小学校・中学校1冊当たり5,250円(上限額)
- ・修学旅行費
小学校10,790円(上限額)
中学校28,860円(上限額)
- ・校外活動等参加費
宿泊を伴わないもの
小学校800円(上限額)、中学校1,155円(上限額)
宿泊を伴うもの
小学校1,845円(上限額)、中学校3,105円(上限額)
- ・オンライン学習通信費
小学校・中学校7,000円(上限額)

23 学校給食費の食材高騰分の支援

物価高騰による小・中学校の学校給食の食材費の上昇分を支援します。

担当課

教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 小・中学生の保護者

内容

小・中学校の学校給食の質・量を維持するため、物価高騰による食材費の上昇分を町が引き続き支援し、保護者の経済的負担を軽減します。

24 奨学金貸付事業

経済的な理由で修学が困難な方に、学資金を貸付します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 美郷町民の保護者のこどもで高等学校、高等専門学校、専修学校(修学年限2年以上の専門課程に限る)、短大、大学に在学中の学生

貸与額 ・高等学校 月額1万5,000円
・高専、専修学校、短大、大学 月額4万円以内(1万円単位)

25 奨学金返還助成事業

高校や大学等を卒業し、地元で就労しながら奨学金を返還している方(予定者を含む)に対し、その返還額に応じて助成します。

※当該年度に認定申請をする方については、当該年度に返還助成対象者の認定を行い、認定を受けた方に対して、翌年度以降に助成を開始します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 美郷町に居住しながら奨学金を返還(予定者を含む)している方

内容 【対象要件】次のいずれかに該当する方
(ただし、転居を伴う転勤者や公務員等は除く)
・当該年度の初日(以下「基準日」)の2年前の日以降に高校・大学等を卒業または退学し、基準日の1年前の日以降に就職した方
・基準日前に高校・大学等を卒業または退学し、かつ美郷町内に転入時点で通算1年以上美郷町外に居住実績(大学等での就学期間を除く)を有する方
・県内就職前に秋田県のAターン希望登録を行った方は、基準日の1年前の日以降に美郷町内に転入し、県内就職した方
【助成対象奨学金】・日本学生支援機構奨学金
・秋田県育英会奨学金
・美郷町奨学金 等
【助成限度額】年額6万4,000円(最大5年)

26 生涯学習団体バス利用助成事業

生涯学習団体がバスを借り上げて研修会等を実施する場合、バス借上料の一部を助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 社会教育班
☎0187(84)4915

対象者 町内の生涯学習活動の団体

助成額等 バス借上料の2分の1の額(上限額1万円)

27 スポーツ団体バス利用助成事業

スポーツ団体がバスを借り上げて各種大会等に参加する場合、バス借上料の一部を助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班
☎0187(84)4916

対象者 美郷町スポーツ協会加盟団体および美郷町スポーツ少年団単位団

助成額等 バス借上料の2分の1の額(上限額1万円)

28 スポーツ少年団等選手派遣事業

少年スポーツ活動の支援のため、スポーツ少年団等の大会出場に係る選手派遣費の助成を行います。

担当課 教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班
☎0187(84)4916

対象者 予選を勝ち抜き、県大会以上に出場するスポーツ少年団等

助成額等 ・交通費 実額
・宿泊費 実額(規定あり)
・大会参加料 実額
・帯同審判料 上限額:1大会1万円

29 美郷町宿泊交流館合宿応援事業

美郷町宿泊交流館を利用して合宿等を行う、スポーツ・文化団体に対して助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班
☎0187(84)4916

対象者 宿泊交流館を利用して合宿を行う5人以上の団体

助成額等 1人1泊につき1,000円
1団体当たり上限額30万円